

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件
平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件
平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件
平成30年(ワ)第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面79

—大阪地裁12月4日大飯原発許可取消判決をふまえた主張—

2021(令和3)年1月22日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅 美



同 後 藤 好 成



同 白 鳥 努 外



第一 大阪地裁令和2年12月4日判決の判示及びその検討

大阪地裁令和2年12月4日判決（甲A285号証。以下、単に「本判決」と記載することがある）は、123頁にて以下のように判示している。

基準地震動の策定に当たっては、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討すべきものであるといえる。そして、その結果、例えば、経験式が有するばらつきの幅が小さく、他の震源特性パラメータの設定に当たり適切な考慮がなされているなど、経験式によって算出される平均値に更なる上乗せをする必要がないと言える場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることは妨げられないと解される。

しかるに、上記のような検討をすることなく、経験式によって算出された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることは、本件ばらつき条項の趣旨に反するものといわざるを得ない。そして、本件ばらつき条項に適合しない基準地震動の策定は、設置許可基準規則4条3項に適合しないものと解するのが相当である。

また、本判決は132頁にて以下のように判示している。

基準地震動の策定に当たり、入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としているにもかかわらず、原子力規制委員会は、経験式である入倉・三宅式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドをふまえているとした。このような原子力着せ委員会の調査審議及び判断の過程には、経験式の適用に当たって一定の補正をする必要があるか否かを検討せずに、漫然とこ

れに基づいて地震モーメントの値を設定したという点において、過誤・欠落があるものというべきである。

このように、本判決は、断層モデルを用いた手法において入倉三宅式(断層の面積と地震モーメントの関係式)のばらつきを十分考慮していないことを理由に原発の設置変更許可取消の結論を導いたものである。

本判決のこのような判示をふまえると、以下に述べるとおり、川内原発の基準地震動が過小であることは一層明らかというべきである。

第二 平均像からのばらつきについてのこれまでの原告らの主張及び本判決をふまえた検討

第二の一

まず、川内原発訴訟における、平均像からのばらつきについてのこれまでの原告らの主張を再確認する。

1 応答スペクトルに基づく手法について

応答スペクトルに基づく手法について、原告らとしては、(ア)断層の長さから地震の規模の「平均像」を求める松田式という経験式をもとに基準地震動を策定している以上、発生する地震の半数は、松田式を超える地震の規模(マグニチュード)となることは必定であること、(イ)耐専スペクトル(地震の規模及び等価震源距離をもとに原発敷地での地震動を推定する経験式)を2倍することすらせずそのまま用いていることを指摘したうえで応答スペクトルに基づく手法によって策定された地震動は明らかに過小であることを主張してきた。

2 断層モデルを用いた手法について

断層モデルを用いた手法について、応力降下量の不確かさを考慮するケースでは、九州電力としては、2007年新潟県中越沖地震の知見をふま

え、応力降下量の不確かさとして、壇ほか（2001）による内陸地殻内地震の短周期レベルAの平均値の1.5倍を考慮し、すなわち、アスペリティの応力降下量などを1.25倍していることについて、原告らとしては過小であることを主張している。すなわち、内陸地殻内地震のデータをみると、わずか12のデータのなかにも壇ほか（2001）による内陸地殻内地震の短周期レベルの2倍程度あるいはこれを超えるデータは複数観測されており、基本震源モデルにおける設定値の1.25倍（すなわち、地震モーメント M_0 から壇ほか（2001）の式という経験式によって導かれる短周期レベルAの1.5倍）で足りるとする合理的理由は全く見当たらない。このようなことから、原告としては、断層モデルを用いた手法によって導かれる地震動は、明らかに過小となっていることを主張してきた。

3 小括

以上の主張は、つまるところ、基準地震動を想定するにあたって平均像からのばらつきが考慮されていないか、あるいは、考慮されているとしてもその程度が過小であることを主張するものである。

第二の二 本判決をふまえた検討

本判決は、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値になんらかの上乗せをする必要があるか否か検討することなく基準に適合するとの判断がなされたことにつき、看過し難い過誤・欠落があるとするものである。

本件においても、1項の主張については被告九電は松田式や耐専スペクトルという平均像をそのまま用いる理由について被告九電は本訴訟において具体的合理的な説明を行うことができおらず、また、断層モデルを用いた手法の応力降下量の不確かさを考慮するケースにおいてなぜアスペリティの応力降下量などを1.25倍することで足りるのか具体的合理

的な説明を行うことができていない。

このようなことからすれば、本判決の判示に照らしても、松田式、耐専スペクトル、壇ほか（2001）の式という、大きなばらつきの伴う経験式を用いる際、具体的・合理的理由を説明できないままに経験式が有するばらつきについて上乘せせず、あるいは不十分な上乘せしかしていないことからすれば、このような方法で導かれた基準地震動が過小であることは本判決に照らしても一層明らかというべきである。

第三 入倉・三宅式に関する原告の主張及び本判決をふまえた検討

原告らとしては、基準地震動の想定に直接用いているわけではない（1997年5月鹿児島県北西部沖地震の観測記録から導かれる地震モーメント M_0 が入倉・三宅式を用いて求められたものを上回っている）とはいえ、入倉・三宅式を用いて求められる地震モーメントが過小であることを主張してきた。

本判決は、入倉・三宅式は平均像からのばらつきを十分に考慮していないことを主張するものであり、したがって、本判決からすれば入倉・三宅式は地震モーメントの過小評価を招くことが一層明らかになることからすれば、本判決は、入倉・三宅式が地震モーメントの過小評価を招く旨の原告らの主張を補強するものといえる。

第四 まとめ

以上のとおり、本判決の判示をふまえると、川内原発の基準地震動が過小であることは一層明らかといえる。

以上